

岩手県告示第193号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、県南広域振興局土木部、県南広域振興局土木部北上土木センター及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和6年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 北上川
- 2 河川名 和賀川、口内川、滝ノ沢川、南股川、北沢川、澱河沢川、三沢川、白鳥川、岩堰川、天神川、山内川、徳沢川、太田代川、小田代川、伊手川、荒谷川、広瀬川、田谷川、黒沢川、永沢川、宿内川、渋川、戸河内川